

生活保護裁判

東京地裁行政専門部で3勝！ 国が依拠する最高裁判例解説 を書いた岡田裁判長も 引下げは違法と断罪

デフレ調整を違法！

岡田裁判長は生活扶助相当CPIに生活扶助相当CPIに基づき主張する「4.78%の可処分所得の相対的・実質的増加」につき、「保護受給世帯の可処分所得の相対的・実質的な増加を正確に表すものであるとはいい難く、また、保護受給世帯に影響した実際の物価変動率よりも下落幅が大きく算出されている可能性が無視し得ない程度に高い」として違法としました。

地裁で17勝は異例の事態

生活保護裁判は全国の地裁で32の訴訟が行われていますが、これまでに17地裁で原告が勝訴。とりわけ22年5月の熊本地裁以後は16勝3敗と住民側が圧勝。行政訴訟ではかつてない勝率となっています。この十年のたたかひのなか亡くなる原告も少なくなっており、国の責任で早期解決が求められています。



「デフレ調整」の決定的間違い

「普及率」=「購入率」

国は「生活保護受給世帯においても、テレビやパソコン等の教養娯楽用耐久財は一般世帯と同様に普及している」ので「生活扶助で購入することも十分予想される」(国の上告理由書 p175)としました。しかし「持っていること」と「買うこと」は全く違います。

地デジ化を前に日本中でTVの買換えがあり、2010年には2500万台が販売され価格も大幅。国は保護世帯も買い替えたことにしましたがこの時総務省が地デジチューナーを配布し買い替えたひとはわずかです。

しかもこれだけだと下落率は2.8%にしかありません。厚労省は2010年のウェイト(支出割合)を08年にも適用。生活保護世帯は08年にもTVを買ったこととなります。その結果生活扶助CPIの下落率は2%も増えて4.78%に。これが厚労省の作った生活扶助CPI(物価指数)です。まさに物価偽装です。全国16地裁の裁判長がこのデフレ調整を違法としました。



(注)平均単価はBCN調べ。液晶、プラズマ、有機ELを合わせた税抜き単価。出荷台数はJEITA

先行訴訟は最高裁(第三小法廷)に係属。

全国で最高裁あて署名実施中

「誰のための司法か」が今問われています。

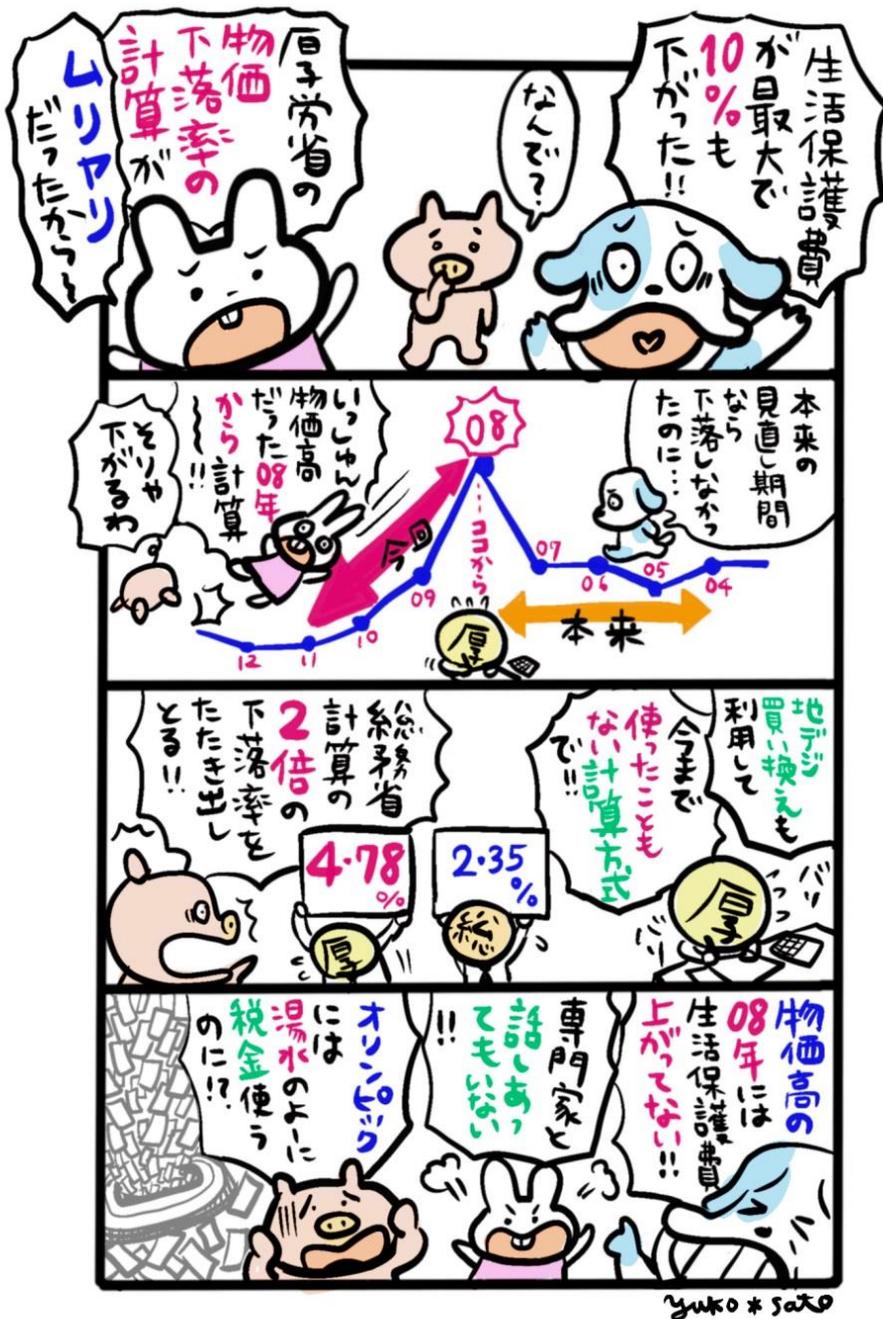
いのちのとりで裁判全国アクション 連絡先:大阪市北区西天満3-14-16 あかり法律事務所 FAX06-6363-3320
引き下げアカン!大阪の会 大阪市住吉区苅田 5-1-22 きょうされん大阪支部内
生活保護基準反対愛知連絡会 名古屋市中熱田区沢下町 9-7 愛知社保協内

〇〇〇でもわかる

“物価偽装”

16地裁 1高裁が

デフレ調整を「違法！」



時期		裁判所	
2020年	6月	名古屋地裁	×
2021年	2月	大阪地裁	○
	3月	札幌地裁	×
	5月	福岡地裁	×
	9月	京都地裁	×
	11月	金沢地裁	×
	12月	神戸地裁	×
2022年	3月	秋田地裁	×
	5月	佐賀地裁	×
		熊本地裁	○
	6月	東京地裁(1)	○
	7月	仙台地裁	×
	10月	横浜地裁	○
2023年	2月	宮崎地裁	○
		青森地裁	○
		和歌山地裁	○
	3月	さいたま地裁	○
		奈良地裁	○
		大津地裁	×
	4月	大阪高裁(大阪訴訟)	×
		千葉地裁	○
	5月	静岡地裁	○
		広島地裁	○
10月	名古屋高裁(愛知訴訟)	◎	
12月	那覇地裁	×	
2024年	1月	鹿児島地裁	○
		富山地裁	○
	2月	津地裁	○
	3月	仙台高裁秋田支部	×
	4月	大阪高裁(兵庫訴訟)	×
	5月	東京地裁(2)	○
6月	東京地裁(3)	○	

○は原告側勝訴

×は原告側敗訴

◎は国家賠償も認められた